

阿見町デマンド交通実証運行計画（案）

阿見町域におけるデマンド交通（予約型乗合タクシー）の運行は次のとおりとする。

1. 運行の態様

- 道路運送法第 4 条の許可に基づく一般乗合旅客自動車運送事業とし、運行の態様は、道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 3 号に定める「区域運行」とする（路線を定めず、利用者の要求に応じて最大限の乗合を行うよう予約により運行する）

2. 運営主体

- 阿見町地域公共交通活性化協議会とする
- 車両の運行は、事業認可を有する旅客運送事業者への委託とする
- 予約センター業務は、公益法人等への委託とする
- 利用の問合せ・苦情等の受付、および利用者の事前登録は、予約センターで行う
- 予約センターは阿見町内に設置する

3. 運行区域

- 町内全域を運行（別紙 1 参照）

4. 利用対象者

- 阿見町に住所を置く町民で、あらかじめ利用者登録を行った人（別紙 2 の利用者登録申請書（案）参照）
- 一人で乗降が可能なこと。ただし、一人で乗降ができない場合は、付添人が同伴すれば可能とする

5. 使用する車両および台数

- 10 人乗りワゴン 2 台

阿見町が所有する車両を運行事業者に貸与する

- 予備車 セダン 1 台

運行事業者が所有する車両で、当該運行に使用する際にはその旨を車体に掲示する

6. 運行日・時間帯

- 月～金曜日（以下「平日」という）とする（ただし、祝・祭日及び年末年始は運休）
- 8:00～17:00（主に昼間の通院、買い物等を対象とした時間帯）

7. 予約の方法

- 利用者は、次の中から希望する便を指定して予約を行う

便名	出発時刻	便名	出発時刻
第 1 便	8:00	第 6 便	13:00
第 2 便	9:00	第 7 便	14:00
第 3 便	10:00	第 8 便	15:00
第 4 便	11:00	第 9 便	16:00
第 5 便	12:00		

- 予約は、利用日の 2 日前（運休日を除く、以下同じ）から、利用したい便の出発時刻の 30 分前（第 1 便、第 2 便については前日）までの間に、電話・その他指定の方法で行う

- 予約の成立の可否は、予約の申込時点で決定し、利用者に通知する
- 予約受付の時間帯は、平日の 8:30~17:00 とする

8. 運賃

- 運賃水準は、概ね路線バスとタクシーの中間となるように設定する
- 1回の乗車の運賃は均一制とし、次のとおりとする。
 - ・ 大人（中学生以上）…… 400 円
 - ・ 小児（小学生）…………… 200 円
 - ・ 幼児（3歳以上7歳未満の未就学児）
…………… 保護者1人につき2人まで無料。ただし、3人目からは小児運賃（必ず保護者が同伴のこと）
 - ・ 乳児（3歳未満）…………… 無料（必ず保護者が同伴のこと）
- 障害者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証を交付されている人)、あるいは介護保険法における「要介護者」「要支援者」、およびそれらの人に付き添う介護者については小児運賃とする
- 運賃の収受は、運営主体が発行する回数券を用いて行う
- 回数券は、200円券(大人は1回の乗車で2枚を使用する)の11枚綴りで、2,000円とし、車内および阿見町役場等で販売する

9. 予定する運行開始日

- 平成 23 年 2 月初旬

以上

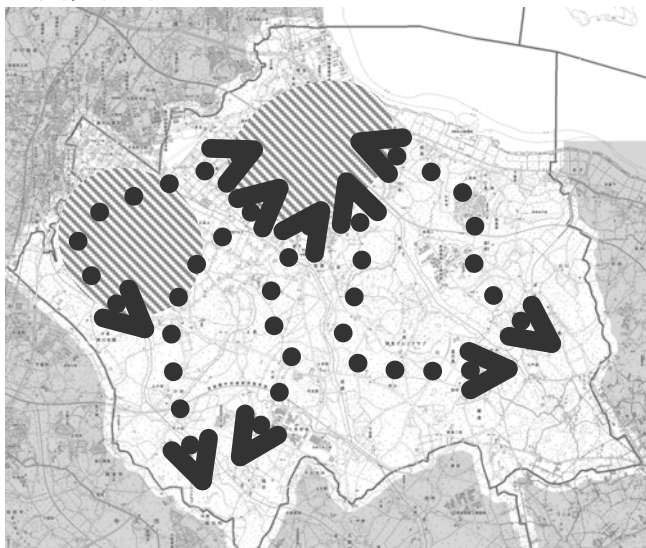
阿見町デマンド交通の運行の区域および運送の区間について

- 運行の区域は、阿見町全域を対象とする
- 乗合の効率が高まるように、比較的多くの利用者が予想される時間帯においては、以下のよ
うな区間の利用に対して優先的に配車を行う
 - ・ 発地と着地が概ね同じ小学校区にあるもの
 - ・ 発地または着地の一方または両方が阿見町中心部(概ね、阿見小学校区、阿見第一小学校
区、阿見第二小学校区の範囲)にあるもの

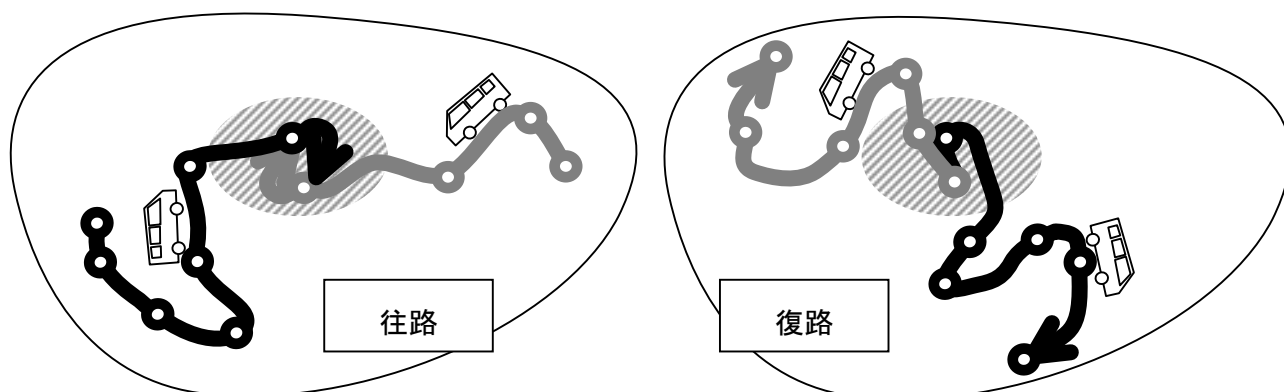
上記のいずれにも該当しない場合には、運行予約の状況によっては、阿見町中心部で利用者
に乗換えを求めることがある（この場合においても、運賃の規定は、利用者が指定する発地か
ら着地までの間に適用するものとする）

(参考)

- 比較的乗合効率が高いと想定される区間のイメージ
 - ・ 相対的に利用者のニーズが多いと考えられる下図のような区間の運行を優先的に行うこ
とによって、運行効率の向上をはかる



- 周辺部ー中心部間の運送を重視した場合の、乗換えのイメージ
 - ・ 上図のような周辺部ー中心部間の利用者を重視した運行が行なわれる場合には、これ以外の
区間を移動したい利用者は一旦中心部を経由することが必要となる
 - ・ 2台で運行するため、中心部を経由する際に、より早く目的地に到着する車両に乗換える
ケース想定される（2台をほぼ同時刻に中心部に集まるように運行すれば、乗換え効果は
より高くなる）



阿見町デマンド交通（予約型乗合タクシー）利用登録申請書（案）

阿見町デマンド交通（予約型乗合タクシー）の運行方法及び利用方法を了解のうえ申請します。

住所	阿見町	行政区		
世帯主名		自宅の電話番号	— —	
●利用者情報記入欄（世帯主が登録する場合も、利用者情報記入欄へご記入ください）				
登録者	ふりがな	性別	障害者手帳※などの有無	お持ちの方は携帯電話番号
	利用者氏名			
	生年月日			
1	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	有・無	- -
2	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	有・無	- -
3	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	有・無	- -

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、および介護保険法における「要介護者」「要支援者」

■ 参考までに、よく出かける場所・繰り返し利用する施設を記入してください。

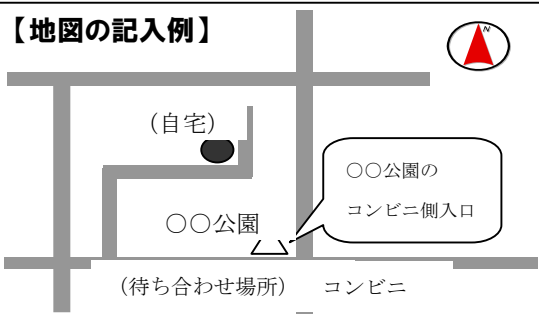
① _____

② _____

③ _____

■ 自宅以外を乗降場所にする場合

ご自宅の前まで車が入れない場合や、ご自宅を乗降場所にしたくない場合は、記入例にならって待ち合わせ場所の地図を記入してください。（地図は、別紙による添付も可能）待ち合わせ場所には、なるべく目印になるものを併せて記入してください。



【記入欄】 ●:自宅 △:待ち合わせ場所



■ 予約オペレータや運転手に知っておいてもらいたい事項

例1:耳がとおいので電話が不自由です。

例2:足が不自由なので車に乗るのに時間がかかります。

* 利用者情報記入欄が不足する場合は申請書をコピーして使用してください。

* この登録情報は、「阿見町デマンド交通(予約型乗合タクシー)」に関する利用以外に使用いたしません。また登録内容確認のため、町役場内の関係課に照会する場合があります。